

栃木市、ケーブルテレビ株式会社及びホームタウンエナジー株式会社とのゼロカーボンシティ実現に向けた連携協定書

栃木市（以下「甲」という。）、ケーブルテレビ株式会社（以下「乙」という。）及びホームタウンエナジー株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が緊密な相互連携とそれぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、ゼロカーボンシティの実現に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 再生可能エネルギー等の地産地消に関する事
- (2) 廃棄物処理施設や公共施設等からの熱・電気エネルギーの有効活用に関する事
- (3) 市民のゼロカーボンシティ実現に向けた意識向上に関する事
- (4) 再生可能エネルギー等の活用を通じた災害に強いまちづくりに関する事
- (5) 省エネルギー対策の促進に関する事
- (6) CO<sub>2</sub>フリーの電気料金メニューの推進に関する事
- (7) その他、ゼロカーボンシティ実現に関する事

2 甲、乙及び丙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な実施事項については、甲、乙及び丙合意の上、決定する。  
3 乙及び丙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙及び丙の関係会社に実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲、乙及び丙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙及び丙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙及び丙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施において知り得た秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名の上、各自その1通を保有する。

令和 6年 4月 12日

甲 栃木県栃木市万町9番25号

栃木市  
市長

大川秀子

乙 栃木県栃木市樋ノ口町43番地5  
ケーブルテレビ株式会社

代表取締役社長

高田光浩

丙 栃木県栃木市樋ノ口町43番地5  
ホームタウンエナジー株式会社

代表取締役社長

高田光浩